守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年9月

- 1 日 時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分~午後2時39分
- 2 場 所 守谷市役所議会棟 2 階 全員協議会室
- 3 出席者 教育長職務代理者 河原 健

教育委員寺田 弘教育委員萩谷 直美教育委員椎名 和良

- 4 欠席者 教育長 町田 香
- 5 説明のための出席者

教育部長小林 伸稔参事奈幡 正教育部次長兼生涯学習課長福島 晶子教育指導課長大場 邦宏学校給食センター所長坂 登司男中央図書館長平塚 恭子学校教育課長補佐大久保 務

- 6 傍聴人 2名
- 7 会議に付した事項
- (1) 議決事項

議案第38号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則について

議案第39号 守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの 策定について

議案第40号 守谷市子ども読書活動推進会議設置要綱の制定について 議案第41号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る 指名型プロポーザル方式選定委員会設置要綱の制定について

(2) 報告事項

報告第 4号 令和4年守谷市議会9月定例月議会について

(教育委員会所管分)

1 開会宣言

教育長職務代理者

午後1時30分 開会を宣言

本会は教育長不在のため、職務代理者が議事を進める。

2 傍聴の許可

教育長職務代理者

本会の傍聴希望者2名の傍聴を許可する。

3 会議録署名委員の指名 教育長職務代理者

本会の会議録署名人に寺田委員を指名する。

4 議決事項

教育長職務代理者

議案第38号「守谷市児童クラブの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則につい て」説明を求める。

生涯学習課長

本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、児童クラブの入所申込書一式を変更することで、申請者の利便性の向上を図るため、また、新たに傷害保険の加入に関する条項を加えるため、規則の一部を改正するものです。

今回、変更する様式は、入所申込書、お迎え者リスト、問診票で構成される様式第1号のほか、改正後に様式第2号となる延長保育申請書、改正後に様式第5号となる児童クラブ変更・退所届です。

これまでの様式では、申請者がそれぞれの様式で 重複する内容を記載しなければならず、また、お預 かりするお子さんの特徴や配慮を必要とする事項が 把握できないことから変更するものです。

なお、運用については、令和4年10月からの予定で、令和5年度入所募集の際は、今回改正した申請用紙を配布し、11月から申請を受け付ける予定です。

また、傷害保険については、これまでも入所者全員に加入いただいていましたが、保険料の預かりから納付までの手続を適正に行うため、市の会計上で入出金を管理することにしました。

このような経緯から、今回、規則で傷害保険の加

入についても規定したところです。

続いて、保険の内容について説明します。

現在加入している保険は、公益財団法人スポーツ 安全協会のスポーツ安全保険で、スポーツ少年団や 文化活動を行っている子どもたちも多く加入してい ます。

加入区分に放課後児童クラブや放課後子ども教室に参加する子どもを対象とした枠があり、1人当たり年間800円の掛金で入所者全員に加入いただいています。

内容は死亡・後遺障害入院通院等の傷害保険と賠償責任保険、突然死葬祭費用の保険が設定された損害保険会社の保険と共済見舞金制度を組み合わせたもので、児童クラブ管理下での団体活動と、自宅と活動場所との通常経路往復中の障害賠償責任保険及び突然死の補償になります。

補償期間は年度切替えで、各年度4月1日以前に加入手続が完了していれば、4月1日から適用が開始され、また途中加入の場合でも、手続の翌日からの開始となり、終了はいずれも各年度末3月31日までとなります。

掛金の月割や減免措置はなく、全額保護者に御負担いただくことになっています。

説明は以上です。

椎名委員

これまでも入所者全員に傷害保険に加入してもらっており、大勢で生活する小学生はいつも事故と隣り合わせであるため、このようなところが補償できると保護者も安心だし、担当職員も適切に対処できることから、今回、規則に明記されることは良いと思う。

教育長職務代理者

同じく、傷害保険について、規則に明記されることは大変良いと思っている。

学校や登下校中の事故については、法律で定められた保険制度があり、義務教育児童生徒全員が加入していることは知っていたが、放課後児童クラブにおいても、このように手厚く守られていることが分かり安心した。

この制度(保険)については、保護者や関係者に

十分説明してほしい。

寺田委員

傷害保険を規則に明記することについては賛成で ある。

しかし、先ほどの説明によると、これまでは入所 時に任意で保険加入をお願いしているとのことだっ たが、今回、規則に明記することで強制的な加入と なるが、児童クラブに子どもを通わせる生活保護者 や準要保護者が負担する保険料について、保育料と 同様に減免等の規定が必要だと思う。

今回の規則改正では、減免等の規定がないが、ど のように考えているか。

生涯学習課長

保険の加入については、これまでも任意ではなく、 入所の条件として入所者全員に加入いただいていま す。

また、保育料については、生活保護の方や非課税 世帯の方に対する免除等の措置がありますが、保育 中に必要となる保険料やおやつ代などについては、 実費の負担をいただいている状況です。

寺田委員

これまで、規則に定められていない任意の状態であっても、全ての方が保険に加入しているとのことなので、今回、規則に明記しても、特段問題にはならないと思うが、規則に定めることで、加入が必須となるため、任意加入から強制加入に変更されたと捉えられる。

このため傷害保険の加入については、これまでの 状況とは異なるように感じる。このことについて、 事務局の考えを教えてほしい。

生涯学習課長

これは団体活動中に使える保険なので、団体の活動として全員で加入するという形をとっています。 そのため、委員の言葉で言い換えるならば、強制的に皆さんに加入していただいている状況です。

寺田委員

強制的な加入になるということであれば、特に生活保護世帯については、扶助費に傷害保険加入に対する費用が含まれていないため、子どもに対する支援という観点から、減免措置が必要ではないか。

生涯学習課長

今のところは、利用者自身が受け取るものという ことで保険料も実費負担をお願いしています。

また、近隣にある取手市、つくばみらい市、常総市でも、守谷市と同じように減免措置は設けられていません。

しかしながら、検討の余地はあると思いますので、 今後、検討したいと思います。

寺田委員

近隣の市でも減免規定はないとのことだが、市の 方針(住みやすい市、子育てしやすい市)を踏まえ、 減免措置について検討してほしい。

また、この規則改正の適用は10月からを予定していると思うが、10月以降に、この児童クラブに通われる児童は、昨年度は何人で、今年はどれくらい想定しているのか。

生涯学習課長

児童クラブの手続は、例年、11月に次年度の入 所者の募集を行うため、ほとんどがこの期間に応募 されることになりますが、月ごとに加入することが 可能ですので、若干は増えていきます。

今年度、10月以降に想定される入所者は、20 人程度だと思われます。

寺田委員 |

今回の規則改正が、次年度の募集に合わせたものだとすれば、今年度、これから入所する者については、これまでと同様に保険の加入について取り扱ってほしい。

生涯学習課長

こちらは同様に取り扱います。

年間800円の保険料には月割はありませんので、1年間いつ加入しても800円となります。

つまり、新規加入となれば、残り半年であっても同じ金額の掛金が必要になります。

寺田委員

今年度中は、これまでと同様に入所者に同意を得ながら傷害保険の加入を勧め、減免措置については、これから検討するということなので、今回の規則改正は、第6条を削除したもので進めてほしい。

教育長職務代理者

確認であるが、今回、この規則に第6条が明記さ

れたが、これまでの運用と何か変わったことはあるのか。

これまでも同じように全員800円の金額で、特に減免措置もなく全員から徴収していた。

このことについて、規則上、何ら明記されないま ま運用されてきたため、今回明記したというのが私 の理解なのだが、それでよいか。

生涯学習課長

そのとおりです。

教育長職務代理者

この第6条を規定したために、これまでと何かが大きく変わるということではないわけか。

生涯学習課長

現状はこれまでと変わりません。

教育長職務代理者

現状を規則に明記するために改正を行うのであれば、今回、第6条も含めて審議を進めたい。

また、減免措置をするべきか否かについては、これまで減免措置がなく運用されてきたので、この機会に減免措置の必要性について検討してほしいと思う。

特に児童クラブは、教育委員会が事務委任をしているが、本来は市長部局の権限の仕事であるため、市長部局ともよく連絡を取り、特に保育所との整合性も必要になると思うので、そういったことも含めて検討を行い、次回以降の教育委員会の会議でその検討結果を報告するということで進めてはどうか。

寺田委員

改正案はこのままで、減免措置については、この後に検討という考えもあるが、私としては、今回は、この第6条を削除して現状のままとし、来月の教育委員会において、市長の意向、市全体の意向、それから保育所の状況等を踏まえて、再度上程してほしい。

生涯学習課長

再度、申し上げますが、これまでも傷害保険の加入については任意ではなく必須でした。

また、法令の担当である総務課との協議の際、お 金をいただくものであれば規則で定めるべきとの話 がありました。 そのため、実態に変わりはありませんが、保険料の800円を徴収することについて、今回、新たにこの条項を加えさせていただいたところです。

また、先ほど、保育所の状況等といったお話がありましたが、保育所では学校と同じようにスポーツ 振興センターの保険に加入しています。

生活保護家庭は、医療費などがもともと免除されているため、保険が適用されないことから、異なる保育料(金額)となっています。

その分の保険料については、保育所でも実費で負担いただいているということなので、保育所でも減免措置はしていないということを御報告させていただきます。

教育長職務代理者

この議題の要点は、いわゆる様式の変更の部分と 第6条を新設し傷害保険の加入について明記するこ との2点であるが、寺田委員の意見では、第6条を 除いて採決すべきとのことである。

そこで、議案第38号について、第6条を除いて 委員の賛否を確認するべきか、第6条を含めて賛否 を確認するべきか、採決方法について確認したい。

第6条を除いて賛否を確認する方が良い。 (委員1名)

第6条を含めて賛否を確認する方が良い。 (委員2名)

教育長職務代理者

今回は、第6条も含めて採決し、減免措置については、市長部局と連携を図りながら検討した結果を教育委員会に報告することとする。

生涯学習課長

承知しました。

教育長職務代理者

議案第38号「守谷市児童クラブの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則につい て」採決する。

採決結果

多数賛成可決

教育長職務代理者

議案第39号「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」説明を求める。

給食センター長

本案は、学校給食センター運営委員会の答申を受け、食物アレルギーに関する正しい知識を保護者、学校、教育委員会などが共通認識することで事故を防止し、全ての児童生徒が安全で、楽しい学校生活を過ごすことを目的に、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定するものです。

それでは、マニュアルの説明をいたします。

P4では、学校給食における食物アレルギー対応 の基本的な考え方について記載しています。

P7では、食物アレルギー対応委員会の設置と役割について記載しています。

国が示す学校給食における食物アレルギー対応指針では、食物アレルギー対応委員会について、「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々対応を協議、決定します。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練、及び校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示されています。

市としても、これを遵守していきます。

P8からP10では、学校給食における主な対応について、レベル1からレベル4までの解説を記載しています。

P11では、アレルギー対応申請からの手続をフローチャートで示しています。

P14からは、給食センターの対応について示しています。

P15では、守谷市においては、専用の容器を使用し、卵と乳製品を含む主食と料理に限り代替食を提供することを記載しています。

P18、P19では、学校における誤食防止のための確認事項を記載しています。

P20からは、事故発生時の対応になります。

飛びましてP28、P29では、アレルギーに関する事故等の事例を紹介しています。

P31以降につきましては、参考にした資料の紹

介と各種様式になります。 説明は以上です。

椎名委員

P23の学校内の役割分担に教員C「記録」というところがあって、観察を開始した時刻を記録、エピペンを使用した時刻を記録、内服薬を飲んだ時刻を記録、5分ごとに症状を記録とあるが、今の教職員は、特に若い人ほど、教室の時計頼りで腕時計をしていない現状がある。

教室等へスマートフォンは持込みできないことから、時計がないところでは、時刻の記録ができない 場合が想定される。

アナフィラキシー対応は、時間との勝負のような ところもあるので、校長先生や教育指導課長から、 教員には時計が必要ということを指導してほしい。

もう一点、P7の委員構成例と主たる役割(例) に主幹教諭とあるが、茨城県にそのような教諭がい るのか確認したい。

参事

特別職としての主幹教諭は今年度から採用となりましたが、まだ、全県的に多く人を入れるという状況ではありません。茨城県では各事務所に1名ぐらいの配置で、市内には主幹教諭はおりません。

椎名委員

今後、配置される見込みがあれば、このままで載せておいて良いと思う。

教育長職務代理者

教職員や調理業務に当たる委託業者、学校で給食を配膳する職員など、給食に関わる全ての者にマニュアルの内容をよく承知してもらうために、研修等を行いながら事故防止に努めてほしい。

一方、アレルギーを持つ子どもたちに代替食を提供する給食センターは、近隣にはそれほど多くはないと思うので、大変高く評価している。

教育長職務代理者

議案第39号「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」採決する。

採決結果

全員賛成可決

教育長職務代理者

議案第40号「守谷市子ども読書活動推進会議設 置要綱の制定について」説明を求める。

中央図書館長

本案は、守谷市子ども読書活動推進会議を設置するに当たり、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

本年3月の定例教育委員会で可決いただき策定しました「第4次守谷市子ども読書活動推進計画」の推進状況を事務局から報告し、御協議いただくためにこの推進会議を設置するものです。

毎年、関係機関等に対し、計画の実施状況を調査 し、守谷市子ども読書活動推進会議において実施状 況を検証する予定です。

説明は以上です。

寺田委員

次期推進計画の策定に活用できるような形で、こ の推進会議が運営できるようお願いしたい。

教育長職務代理者

策定の経緯からしても、とても良い計画ができていると思っている。

これから予算編成の時期になるが、計画を実行するには予算が必要となるため、市長部局の理解を得ながら進めてほしい。

教育長職務代理者

議案第40号「守谷市子ども読書活動推進会議設 置要綱の制定について」採決する。

採決結果

全員賛成可決

教育長職務代理者

議案第41号「守谷中央図書館子育て利用者支援 サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選 定委員会設置要綱の制定について」説明を求める。

中央図書館長

本案は、プロポーザル方式による守谷中央図書館 子育て支援サービス業務委託において提出された事 業提案書の適正な審査を行うため、守谷中央図書館 子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものです。

この業務委託につきましては、令和5年4月1日

から令和7年3月31日までの2か年を予定しています。

質疑等

なし

教育長職務代理者

議案第41号「守谷中央図書館子育て利用者支援 サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選 定委員会設置要綱の制定について」採決する。

採決結果

全員賛成可決

5 報告事項

教育長職務代理者

報告第4号「令和4年守谷市議会9月定例月議会について(教育委員会所管分)」報告を求める。

教育部長

令和4年9月の定例議会に上程しました教育委員 会所管の議案等につきまして、その結果の報告をさ せていただきます。

初めに1番、議案第55号「守谷市都市公園条例等の一部を改正する条例」について、資料のP2、P3をお願いします。

こちらにつきましては、各施設の設置及び管理に 関する条例について、文面中の文言の整理及び使用 料の返還を申し出る期間を統一するため、条例の一 部改正をするもので、全員賛成で可決をいただいて います。

改正文第5条及び第6条において、教育委員会が 所管する公民館及び守谷市民交流館の設置及び管理 に関する条例の一部改正を行っています。

続きまして、資料のP10をお願いします。

議案第58号「令和4年度守谷市一般会計補正予算(第4号)」については、8月の定例教育委員会で 承認をいただいた内容と変更なく、要求額は全て全 員賛成で可決をいただいています。

初めに、資料P14、第3表、債務負担行為補正のICT活用支援業務委託では、現在、事業を支えるICT支援員との契約が本年度末で期限を迎えるため、来年度から3年間の契約を結ぶ必要があることから、人数も5名から6名に増やしたうえで、債務負担行為補正の要望をさせていただきました。

次に、P17です。

歳入におきましては、物価高騰に伴う教職員等の 給食費の引き上げに伴う増額をしています。

また、P18以降の歳出では、学校施設及び公民館等における電気・ガス料金の上昇に伴う光熱費の増額。冷房機器の故障やトイレ手洗い場の自動水栓器等の修繕。さらには、施設予約システム導入にかかる機器の購入費。また、言語指導協力員の増員及び学校司書等の費用弁償の増額を要求し、可決をいただいています。

次に、資料 P 2 9、受理番号第 3 号、茨城県職員 組合から提出されました教職員定数改善と義務教育 費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書 採択を求める請願になります。

請願の内容は3点です。

1点目は、中学校・高等学校で35人学級を早急に実施すること。2点目は、長時間労働の是正を図るため、定数改善を図ること。3点目が、教員の機会均等と水準の維持向上を図るため、国庫負担制度を堅持することとなっています。

この請願の内容につきまして、9月6日、総務教育常任委員会において、奈幡参事、教育指導課長、私(教育部長)の3名が出席し、現状について報告しました。

委員からは、請願事項についての市の現状と考え 方について質疑があり、市としては、35人以下の 学級をほぼ実現していること、学校の働き方改革や 加配の増員に柔軟に対応していくこと、義務教育費 国庫負担制度を堅持してほしいと考えていることを お伝えし、総務常任委員会では賛成多数で採決すべ きものと決し、本会議においても同様の結果となり ました。

続きまして、資料P33をお願いします。

こちらは、市政に対する一般質問への対応になります。

今回の議会では10名の議員から通告があり、そのうち3名の方から教育委員会に関する質問がありました。

資料P34からP37が各議員からの通告内容で、P38以降からは、質問に対して回答した内容

になります。詳細については、後ほど御確認いただければと思います。

初めに、資料P38、3番、高梨恭子議員からは、 入学時における保護者の経済的、時間的負担の軽減 を目的に、入学準備品や説明会の頻度等に関する質 問がありました。

議員には、入学に必要な学用品等を説明し、小学校で約9万円、中学校では自転車等を含めると約18万円の費用が掛かること、また、保護者説明会をオンラインで行う学校もあり、保護者の時間的負担の軽減に努めていく旨をお伝えしました。

また、準備品に対する市からの補助については、 要保護、準用保護世帯に対する新入学児童生徒学用 品費の支給のほか、自転車通学にかかるヘルメット の半額助成、その他、社会福祉協議会から入学祝い 金が支給される旨を伝え、議員から、物価高騰の折、 保護者の経済的負担の軽減策としてランドセルの現 物支給や購入費に対する補助、使用頻度の低い学用 品の備品化、タブレットのアプリで代替が利くもの は、そちらへの切替えを検討してほしいとの要求が ありました。

特に、算数セットについては、個人購入ではなく 学校備品として購入できないかとの提案がありまし た。

ランドセルについては、重さや家庭の費用負担等の課題があり通学用鞄として指定していないため、配布または補助は今のところ検討していないこと、また、算数セット等の使用頻度の低い備品については、校長会等から意見を聞いて検討していきたい旨をお伝えしています。

次に、資料P45、7番、山田議員からは、国葬 についての市の対応を問うと題しまして、教育委員 会及び教育長の考えを聞きたいということでした。

初めに、今年7月の安倍元総理の葬儀に合わせ、 ある自治体の教育委員会が各学校に半旗を促す動き があったが、同様に茨城県から指示があったか。ま た、依頼があった場合の教育委員会の対応に関する 質問と併せて、弔意の強制について教育長の考えを お聞きしたいとのことでした。

現在、県から指示もなく、市の教育委員会からも

各学校に指示を出していないこと。また国、県から の通知の内容によっては、教育委員会で協議検討し た上で対応を決めていくことをお伝えしました。

教育長から、既に国、県から各自治体に対し、弔 意表明は求めないと方針を示していることや、教育 の現場に大人の政治的な思想を持ち込むべきではな いと回答しています。

最後に、P49、9番、小菅議員からは、守谷市子ども読書活動推進計画による学校図書館運営について質問があり、計画の内容やこれまでの学校図書館の取組や成果と、中学生になると読書量が減少することへの見解や、今後の対策について質問があり、中学生が本を読む量が減ることは全国的な傾向にあり、その背景には、勉強や部活動などで読書をする時間が確保しにくいことや、本を借りなくても、スマートフォンやインターネット等で容易に調べられたり、成長とともに自分の興味・関心がほかのところに向いたりなど、様々な要因が考えられるとお伝えしました。

今後の対策としては、読書に関心を持ってもらえる取組をさらに充実させ、読書をするきっかけづくりを続けていくこと、また、実態を把握し、対策を検討していきたい旨をお伝えしています。

そのほか、質問の中で、学校図書館に勤務する学校司書を正規職員として雇用できないか。また、処遇の改善はできないかとの質問があり、学校司書には、本の貸出・返却の受付など補助的な業務をお願いしていることや勤務時間が短いこと、司書教諭と中央図書館職員とが連携し、円滑な運営を行えていることなどの理由から、正規職員の雇用は今のところ考えていない旨をお伝えしました。

一方、処遇につきましては、現在、市役所内で事務補助を行う会計年度任用職員と同一賃金ですが、 他市の状況等を踏まえ検討していく旨をお伝えしま した。

続きまして、5番、議案第45号「令和3年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定」については、賛成 多数で認定をいただいています。

なお、9月1日に、決算予算特別委員会にて教育 委員会所管分について審議を受けましたので、決算 の概要及び審査結果等について御報告させていただきます。

審査につきましては、お配りしました決算書や決 算報告書を基に行いましたが、内容が多岐にわたり ますので、令和3年度歳出決算の概要というタイト ルの資料を用意しましたので、そちらを御覧いただ きたいと思います。

資料左側が令和2年度の決算で、赤枠のところが 令和3年度の今回認定いただきました決算になりま す。さらに、その比較として、右側に金額の増減理 由を記載しています。

また、確認頁ということで、決算書と決算説明書の該当ページを記載していますので、後ほど、御確認をいただければと思います。

まずは、こちらの資料を基に概略を説明させていただきます。

まず、令和3年度の市全体の一般会計の支出総額は、315億7,531万777円で、この表の一番上に記載された金額になります。

そのうち教育委員会が所管する決算額は、資料の2枚目下の合計額の62億5,997万8,791円で、前年度決算額と比較しまして2億9,580万6,860円の増額となり、一般会計歳出決算額に占める割合は19.8%になり、前年度よりも3.1ポイント増加しています。

増額の主な理由は、御所小学校校舎の大規模改修 工事、黒内小学校及び守谷中学校の増築工事、並び に給食センターの改築工事など、主にハード面での 整備があげられます。

なお、先ほど申し上げた一般会計歳出決算額の占める割合(19.8%)は、近隣の市町村では、大体9%から11%ぐらいであることから、守谷市は教育に関して、議会の御理解もいただいて、いろいろな面で予算をつけていただいているという状況となっています。

併せて、児童生徒1人当たりの経費を資料の2枚 目に棒グラフで示していますが、こちらについても ほかの市町村に比べ、大きな金額となっています。

最後に、こちらの決算とは所管が別ですが、令和 3年度守谷市一般会計継続費の精算報告があります ので、御覧になっていただきたいと思います。

この中で、教育委員会所管の事業は2件ありまして、まず1つは黒内小学校校舎増築事業で、全体計画では、令和2年度と令和3年度を合わせて9億7、412万7、000円で計画しておりましたが、実際は9億3、376万2、280円ということで、計画よりも整備費を約4、000万円抑えることができました。また、次の郷州小学校校舎改修事業でも、全体計画を令和2年度と令和3年度を合わせて10億7、968万3、000円で計画しておりましたが、実際は9億1、095万5、100円ということで、計画よりも整備費を約1億6、800万円抑えることができました。

これは、入札による差金などが影響していますが、 そういった形で今回、令和3年度守谷市一般会計継 続費の清算報告をさせていただきました。

報告は以上となります。

寺田委員

一般質問もさることながら、決算報告書の中においても、検討事項や来年度の課題等が見受けられたが、それらについては、できるものはできる、できないものはできないと、ある程度明確にしながら、できるものについては早急に対応してほしい。

また、この後、来年度の予算編成も始まると思う ので、必要な予算を確保し、しっかりと対応をして ほしい。

椎名委員

P87に学力診断テストにおける県平均との差が 指標として示されており、しっかりと昨年度の目標 が達成されている。最終的なゴールではないと思う が、やはり教育の大事なところは、結果より経過の 中で見ていくことが一番良いと思う。

このような結果があるのは、教育に関する予算付けや働掛けがいろいろな意味でうまくいっているからだと思う。

今後も、市長の理解があり、教育に対し全面的に 予算も人材も充ててもらえると思うので、子どもた ちのために頑張ってほしい。

萩谷委員

守谷市の教育は充実していると、保護者間で常に

	話題になっている。
教育部長	期待に応えられるよう、しっかりと進めてまいり ます。
6 閉会宣言 教育長職務代理者	次回の定例会の日程 ・日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分~ ・場所 全員協議会室
	午後2時37分 閉会を宣言